

インボイスの税額控除に関する経過措置

小規模業者に係る税額控除に関する経過措置(80%控除)

(1) 内容

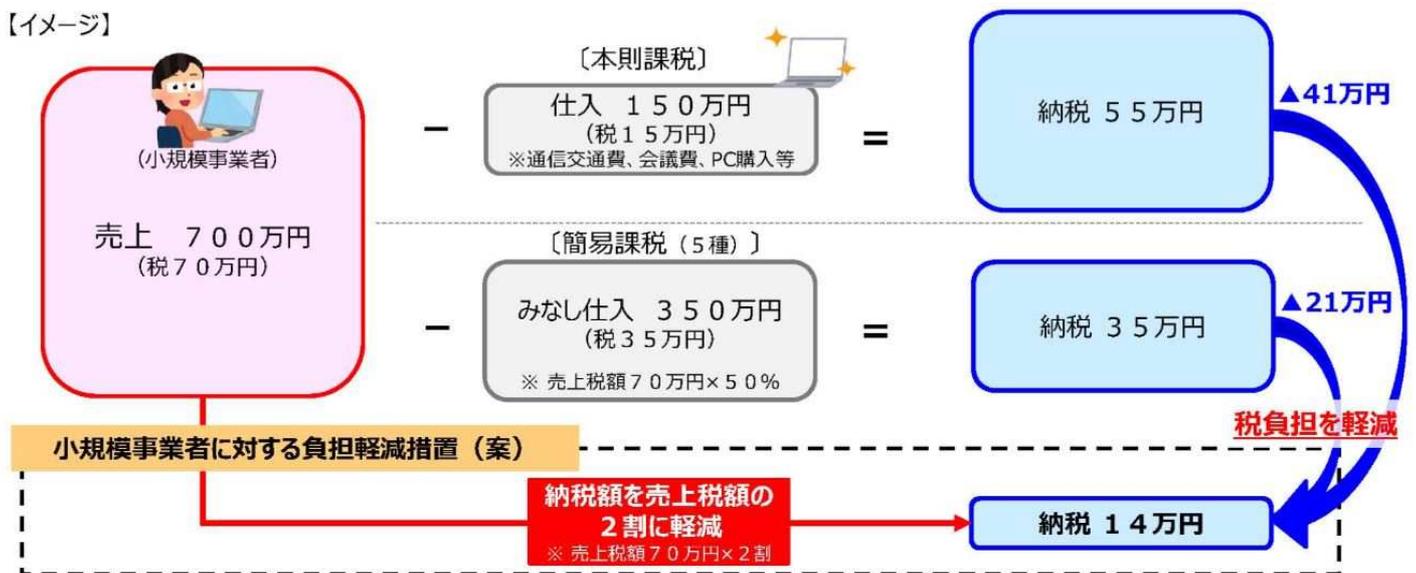
免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**納税額を売上税額の2割に軽減することができます。**

○対象になる方：免税事業者からインボイス発行事業者になった方（基準期間（前々年・前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下等の要件を満たす方）

○対象となる期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

これにより、業種にかかわらず、売上・収入を税率毎（8%・10%）に把握するだけで消費税の申告が可能となることから、**簡易課税に比しても、事務負担も大幅に軽減**されることとなります。

【イメージ】



上記の措置の適用に当たっては、事前の届け出は必要とせず、確定申告書にその旨を付記することにより、申告時に選択適用できます。

- 事前の届出が不要。
※ 確定申告書に付記するだけ。
- 2年間の継続適用の縛りは無い。
- 申告時に、簡易課税 or 本則課税とも**選択適用が可能**。

申告書における付記のイメージ

【消費税申告書】

2割特例
○を○

(2) 適用除外

次の課税期間については、上記の経過措置は摘要されません。

課税期間の特例の適用を受ける課税期間

令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間

(3) 課税事業者选择不適用届出書の提出による課税事業者選択届出書の効力

課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなるインボイス発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者选择不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととされます。

中小事業者等に対する事務負担軽減に係る仕入税額控除の経過措置

(1) 対象事業者

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者

(2) 摘要関係

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れ

(3) 課税仕入金額

当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める。

- ◆軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となります。
- ◆この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小事業者等の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置が講じられます。



【見直し案】

○基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とします。

基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とします。

ご不明な点等ございましたら、弊社担当者までご相談ください。